

北海道中川郡幕別町議会議長 古川 泰



平成25年12月10日

「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書

提出者 幕別町札内青葉町 300-97

幕別革新懇 世話人 鈴木 志摩子

安倍政権は、国政の重要問題である「特定秘密保護法案」を多くの国民の意見に耳を傾けずに、審議不十分なまま強行採決によって成立させました。

この法案は、政府が持つ膨大な情報の中から、事実上は官僚が「特定秘密」を指定し、最長 60 年、例外によっては永久に非公開にできるうえ、「秘密を漏らす人」「秘密を知ろうとする人」などを最高 10 年の厳罰にするというものです。「何が秘密かも秘密」とされ、「秘密保護法」違反で逮捕された場合、裁判の過程でも「特定秘密」は開示されないため、何によって裁かれているかもわからないまま重罪にされる恐れさえあります。また、「秘密を漏らした人」「知ろうとした人」だけでなく、共謀した人、そそのかした人、扇動した人も処罰され、その対象は公務員だけではなく国民全体にむけられています。

国会審議などを通じて、この「特定秘密保護法」が国民の「知る権利」や「取材報道の自由」を侵害するだけでなく、日本国憲法における国民主権の原則、基本的人権の尊重や平和主義を侵害することも指摘されています。

戦前の政府は、軍機保護法、治安維持法などによって国民の目と耳と口をふさぎ、悲惨な戦争に突入していきました。その歴史を繰り返してはなりません。

このような重大な法案をわずかな審議で成立させたことは許されるものではありません。

連日の国会周辺や全国各地での抗議の声が増しに高まる中、日本弁護士連合会、日本ペンクラブ、テレビのキャスター、出版人、演劇人、憲法・メディア法・歴史学者、科学者、外国特派員協会、国際ペンクラブなど、広範な人々が反対の声明を出して、慎重審議・廃案をと立ち上がっていました。国民の目・耳・口をふさごうとするこの法案に対する反対の声は、強行採決によって怒りの声となっています。

このようなことから、貴議会におかれましては、憲法を踏みにじる「特定秘密保護法」を廃止するよう、安倍内閣に意見書を提出していただきますよう陳情いたします。

以上

特定秘密保護法の廃止を求める意見書(案)

安倍政権は、国政の重要問題である「特定秘密保護法案」を多くの国民の意見に耳を傾けずに、審議不十分なまま強行採決によって成立させた。

この法案は、政府が持つ膨大な情報の中から、事実上は官僚が「特定秘密」を指定し、最長 60 年、例外によっては永久に非公開にできるうえ、「秘密を漏らす人」「秘密を知ろうとする人」などを最高 10 年の厳罰にするというものである。「何が秘密かも秘密」とされ、「秘密保護法」違反で逮捕された場合、裁判の過程でも「特定秘密」は開示されないため、何によって裁かれているかもわからないまま重罪にされる恐れさえある。また、「秘密を漏らした人」「知ろうとした人」だけでなく、共謀した人、そそのかした人、扇動した人も処罰され、その対象は公務員だけではなく国民全体にむけられている。

国会審議などを通じて、この「特定秘密保護法」が国民の「知る権利」や「取材報道の自由」を侵害するだけでなく、日本国憲法における国民主権の原則、基本的人権の尊重や平和主義を侵害することも指摘されている。

戦前の政府は、軍機保護法、治安維持法などによって国民の目と耳と口をふさぎ、悲惨な戦争に突入していった。その歴史を繰り返してはならない。

このような重大な法案をわずかな審議で成立させたことは許されるものではない。

連日の国会周辺や全国各地での抗議の声が日増しに高まる中、日本弁護士連合会、日本ペンクラブ、テレビのキャスター、出版人、演劇人、憲法・メディア法・歴史学者、科学者、外国特派員協会、国際ペンクラブなど、広範な人々が反対の声明を出して、慎重審議・廃案をと立ち上がっていた。国民の目・耳・口をふさごうとするこの法案に対する反対の声は、強行採決によって怒りの声となっている。

よって、政府においては憲法を踏みにじる「特定秘密保護法」を廃止するよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条に規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 日

北海道中川郡幕別町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官